

序 章

- 1 . 計画策定の背景
- 2 . 高知市交通基本計画の必要性
- 3 . 計画策定の目的
- 4 . 計画の位置づけ
- 5 . 交通基本法案
- 6 . 高知市の上位・関連計画
- 7 . 高知県・広域圏の関連計画

序章 はじめに

1 . 計画策定の背景

1) 高知市の状況

高知市は、高知県のほぼ中央部に位置し、北部は四国山地の裾野となる険しい山々に囲まれ、南部は高知平野を経て、太平洋を臨む、面積約 309 km²、人口約 34 万人の中核市です。その市街地は、市域を貫流する鏡川と国分川などにより形成された平野部分に発展し、平成 17 年 1 月の旧鏡村及び旧土佐山村、平成 20 年 1 月の旧春野町との合併で、中山間地域や田園地域が大きく拡大したことにより、都市機能がコンパクトに集積した都市地域と自然や緑が豊かな地域が併存する都市となりました。

2) 高知市の交通を取り巻く状況

高知市では、経済成長期による人口の急増とそれに伴う市街化周辺の宅地開発に伴い、交通施設の基盤整備を積極的に進めてきました。一方で自動車に依存した生活の拡大は、急速な自動車交通の増加による幹線道路の混雑や交通事故など、市民生活に大きな影響を与えています。また、モータリゼーションの進展や都市のスプロール化は、公共交通利用者の減少をもたらし、これが公共交通事業者の経営状態の悪化による運行本数の減少などのサービスの低下を招き、さらなる利用者離れを招く悪循環に陥っています。

2 . 高知市交通基本計画の必要性

高知市では、上述のように交通に関する課題を抱え、人口減少や少子高齢化の進展、経済の低迷など交通を取り巻く社会情勢が変化する中で、これらの課題に対し、地域特性を踏まえた対応をしていくことが求められています。また、こうした情勢変化を背景に、国会においても「交通基本法案」が審議されております。この法律では、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、交通に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者などの責務を明らかにするとともに、交通に関する施策の基本となる事項などについて定めることとなっています。

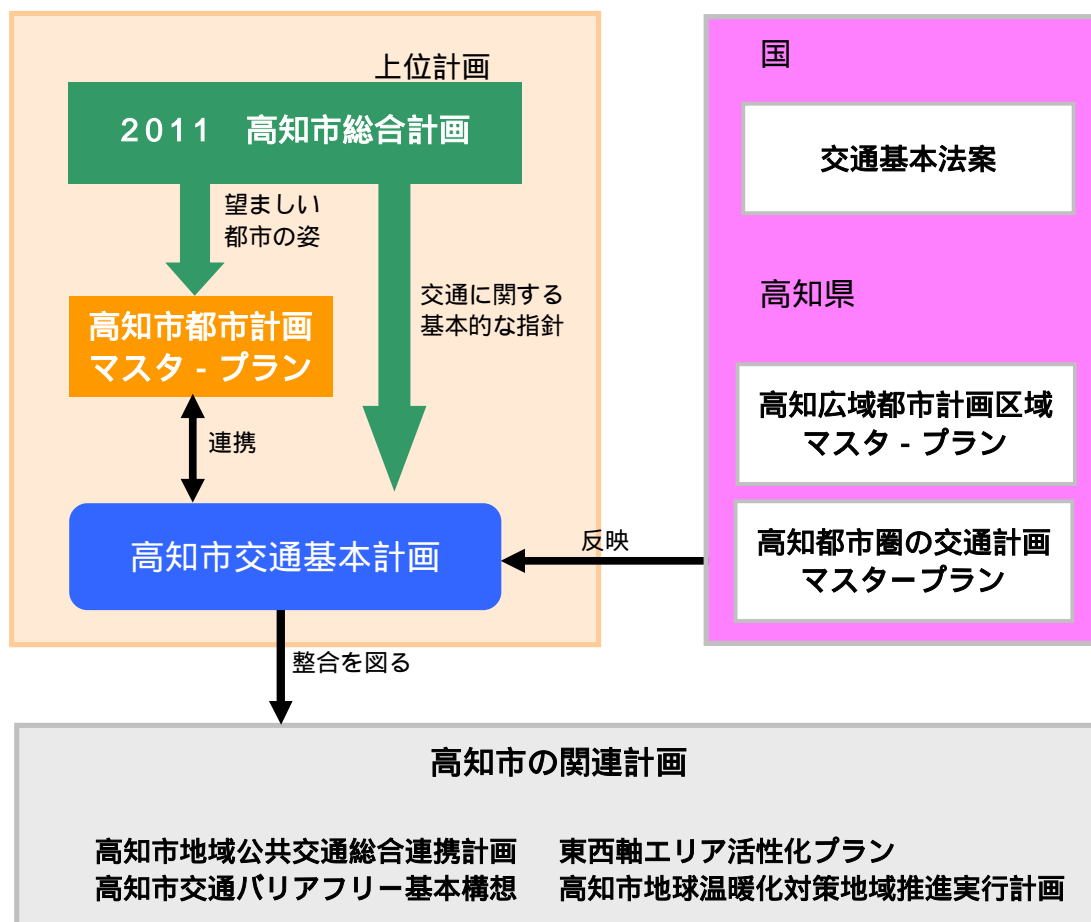
このように高知市においても交通に関する課題解決や交通基本法案の理念に基づいた将来の交通のあり方を定め、取り組んでいくため、交通基本計画の策定が必要となっています。

3 . 計画策定の目的

交通基本計画においては、高知市の交通を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応するため、環境にやさしい交通への転換、市民のニーズに即した持続可能な交通体系の構築、市民、事業者、行政が共に支え合う仕組みの実現を図ることで、交通全般についてめざすべき将来像の実現に寄与することを目的とします。

4 . 計画の位置づけ

「高知市交通基本計画」の策定に当たり、高知市の上位・関連計画及び高知県・広域圏における計画との位置付けは、「2011 高知市総合計画」を上位計画とし、まちづくりの指針となる「高知市都市計画マスタープラン」等を関連計画として整合・連携を図ります。また、この他に高知県の計画や広域圏の計画を反映した計画とします。

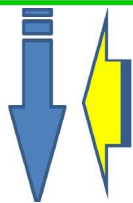


5 . 交通基本法案

交通基本法案は、交通に関する施策について、基本理念等を定め、国、地方公共団体、交通関連事業者及び交通施設管理者、国民の責務を明らかにすることにより、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上及び健全な発展を図ることを目的とする法案です。なお、交通基本法案は平成 23 年 3 月 8 日に閣議決定され、第 177 回通常国会に提出されましたが、衆議院国土交通委員会にて閉会中継続審査が議決され、審議が継続されております。

これまでの交通に関する施策

交通は、国民生活及び経済活動にとって不可欠な基盤であるものの、交通に関する取組についての骨格となる枠組みが存在しないため、個々の分野での個別対応に終始



交通を取り巻く社会経済情勢の著しい変化

国民目線・利用者目線に立った行政への転換

新しい交通に関する施策への転換

交通基本法及び交通基本計画を制定することによって、交通分野の諸課題に対して交通に関する基本的施策を包括的に示すことにより、国、地方公共団体、事業者、施設管理者及び国民が一体となって、総合的かつ計画的な取組みを推進。

基本理念などについて

交通に関する施策について基本理念を定めます。

(国民等の交通に対する基本的なニーズの充足、交通機能の確保及び向上、交通による環境への負荷の低減、交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携等による施策の推進、交通の安全の確保について交通安全対策基本法と十分に連携)

責務

国、地方公共団体、事業者、施設管理者、国民など関係者それぞれの責務を定めます。

基本的施策

国及び地方公共団体が講ずる交通に関する基本的施策について定めます。

(日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等、高齢者、障がい者等の円滑な移動のための施策、物流を含めた交通の利便性向上、円滑化及び効率化、国際競争力の強化及び地域の活力向上、交通に係る環境負荷の低減、まちづくりの観点からの施策の促進、観光立国の実現の観点からの施策の推進 等)

基本計画の策定

**交通に関する施策の目指すべき姿を国民目線・利用者目線からわかりやすく提示します。
今後の具体的目標を設定します。**

(交通基本計画と社会資本整備重点計画を車の両輪として施策を推進)

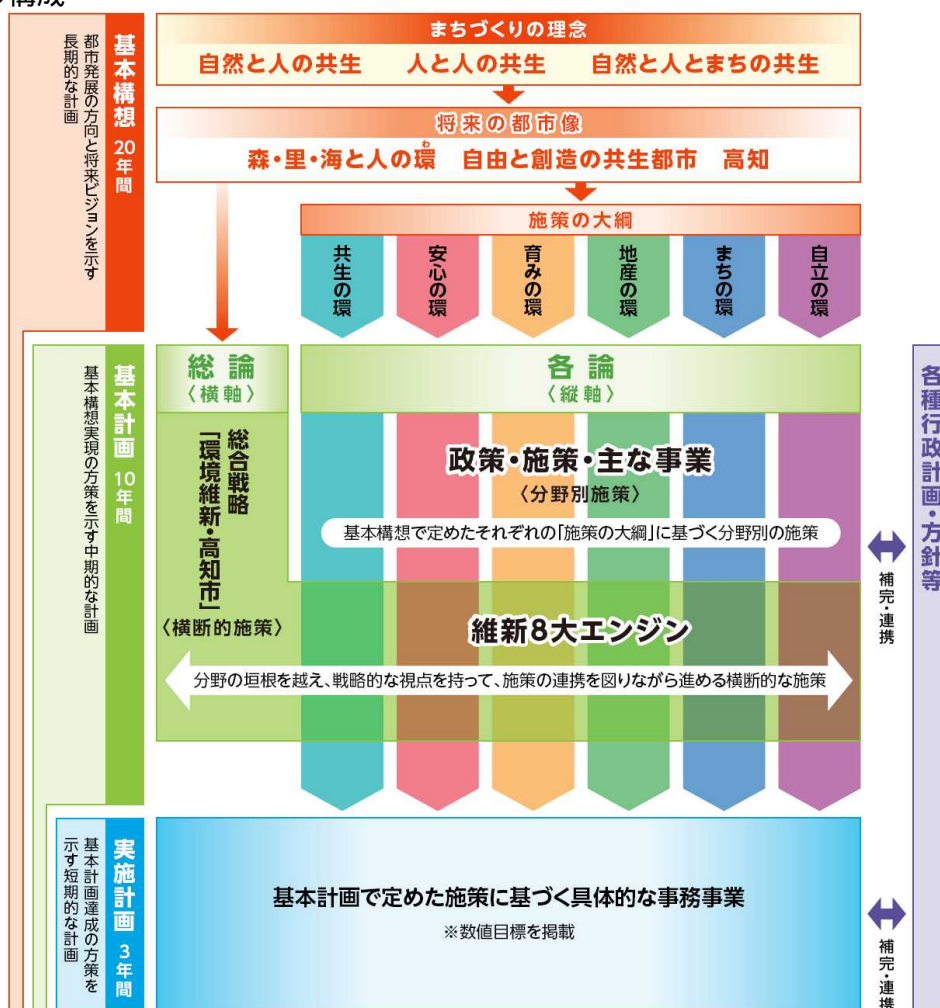
6 . 高知市の上位・関連計画

1) 高知市総合計画

2011 高知市総合計画は、平成 23 年度から実施されている計画で、基本構想が平成 42 年度、基本計画が平成 32 年度を目標年次としています。

計画内容は、基本構想と基本計画に分かれており、基本構想は、まちづくりの方向性に関わる内容を整理しています。

計画の構成



都市フレーム

将来人口 約 30 万人 (平成 42 年度)

土地利用の基本方針

- ・人口減少・少子高齢化の進展を見据え、既存の公共施設を有効活用するとともに、市街地の外延的拡大を抑制し、公共投資を効果的・効率的に行う集約型都市構造をめざします。
- ・自然環境の保全、公共交通の利便性の向上や利用促進などの取組を進め、低炭素社会の実現をめざすとともに、コンパクトで持続可能な都市づくりを進めます。
- ・都市地域と自然地域に大別し、各地域の活力向上をめざした土地利用を図ります。

維新 8 大エンジン



交通に関する政策

施策の大網	政策	施策	取組方針
共生の環	地球温暖化防止への貢献	人にやさしい低炭素都市の実現	徒歩や自転車、公共交通など環境に配慮した交通手段の利用促進に向けて、利用環境の整備を進めます。
安心の環	障害のある人が安心して暮らせる環境づくり	バリアフリーの推進	障害のある人が地域の絆の中で自立した生活を送ることができるように、情報の入手や公共施設の利用が容易にできるように、ソフト・ハード両面から生活環境のバリアフリーを推進します。
地産の環	魅力あふれる商業の振興	地域特性を活かした商業集積の形成	東西軸エリアに位置する中心商店街においては、県域の中心商業地としての商店街機能の強化とともに、魅力と求心力を高める集客交流施設の立地、観光との連携などに取り組みます。
	あったか土佐のおもてなし観光の充実	まごころ観光の充実	高知を訪れるすべての人にやさしい観光地としての受入態勢の整備を図るとともに、観光ボランティアガイドの充実や地元住民への啓発などホスピタリティの育成・向上に努め、まごころ観光を推進します。
まちの環	美しく快適なまちの形成	バランスの取れた都市の形成	それぞれの地域特性を活かすバランスの取れた適正な土地利用を進め、効率的で快適な生活空間の形成に努めます。
	にぎわう市街地の形成	中心市街地の回遊性の向上	歩行者の安全な歩道空間を拡大するなど回遊性の向上を図ります。また、JR 高知駅周辺と中心商業地との回遊性を強化するためにも、はりまや通りの交通負荷を軽減するよう、はりまや町一宮線の整備を促進します。 中心市街地における円滑な自動車交通を確保するとともに、公共交通機関や自転車によるアクセス性の向上を図ります。

施策の大網	政策	施策	取組方針
まちの環	便利で快適な交通網の整備	広域交通ネットワークの強化	JR 高知駅等の交通ターミナルの充実と活用を促進し、広域的・国際的な交通ネットワークの強化を図ります。 また、広域的な交通拠点としての役割を担っていくための基盤となる高速道路や自動車専用道路など、高規格道路の整備を促進します。
		都市交通の円滑化	交通需要に基づいた道路網の整備、公共交通の利用促進に向けた利用者の意識改革を図るなど、ハード・ソフト両面から道路交通の円滑化を進めます。 また、密集市街地の防災や過疎地域の維持・発展に寄与する道路、地域内の骨格道路など、重要性・緊急性の高い路線について重点的な整備を推進するとともに、既存道路施設の安全確保のための効率的な維持管理に努めます。
		公共交通の再生と活性化	日常生活における移動手段を確保するため、地域の実情に応じた公共交通体系の構築に取り組みます。また、環境負荷を低減するために、パークアンドライドやサイクルアンドライドを推進するなど、公共交通の利用促進に努めます。
	安全安心の都市空間整備	交通安全対策の推進	歩行者の通行の安全確保に向けて、交通安全意識の啓発を推進するとともに、自転車等放置防止対策や交通安全施設の整備を進めます。
自立の環	住民による自治の環境づくり	地域コミュニティの再構築	地域コミュニティの再構築をめざして、地域内連携組織との協働を進め、主体的な住民自治活動を支援していきます。
		NPO・ボランティア活動の推進	市民と行政の適切な役割分担とパートナーシップを柱として、市民やNPO、事業者、市が連携する活動を推進します。

2) 高知市都市計画マスタープラン

高知市都市計画マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるとともに、長期的、総合的な視点から都市としての将来イメージと、そこに至る道筋を描いたもので、平成 15 年度に計画されました。計画期間は、おおむね 20 年後の平成 32 年を目標年次としています。

策定以降、市町村合併に伴う市域面積や人口などの基礎的条件が大きく変化しており、また、人口減少、中心市街地の衰退など社会経済情勢の変化が生じていることから、現在、本マスタープランの改訂に向けて、見直し作業を行っており、平成 25 年度までに本マスタープランを改訂する予定です。

ここでは、現計画のうち全体構想や交通体系に関する方針などを示します。

全体構想

将来都市像 ひと・まち・みどりが輝く ふれあい元気都市

都市づくりの基本理念 コンパクト・にぎわい・安全・風情・快適・環境

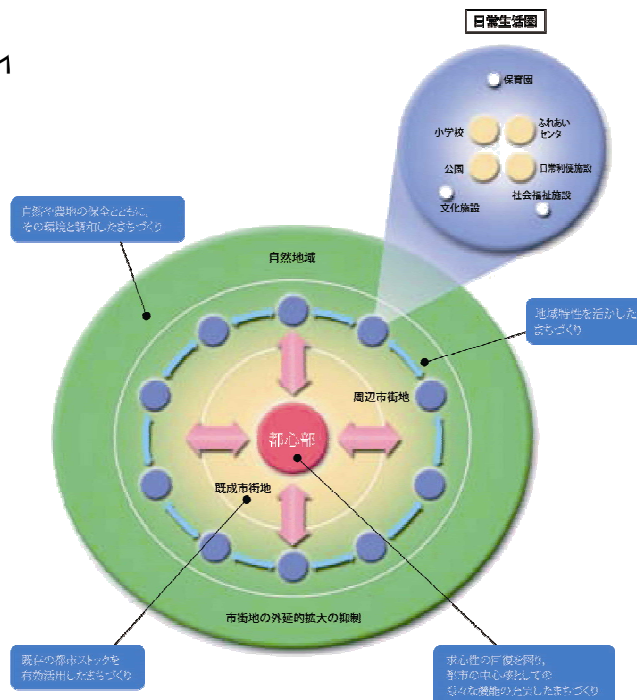
都市づくりの方向性

都市の再構築 交通体系の整備	身近な暮らしの充実 安心できる都市づくり	魅力ある都市づくり 活力ある都市づくり
-------------------	-------------------------	------------------------

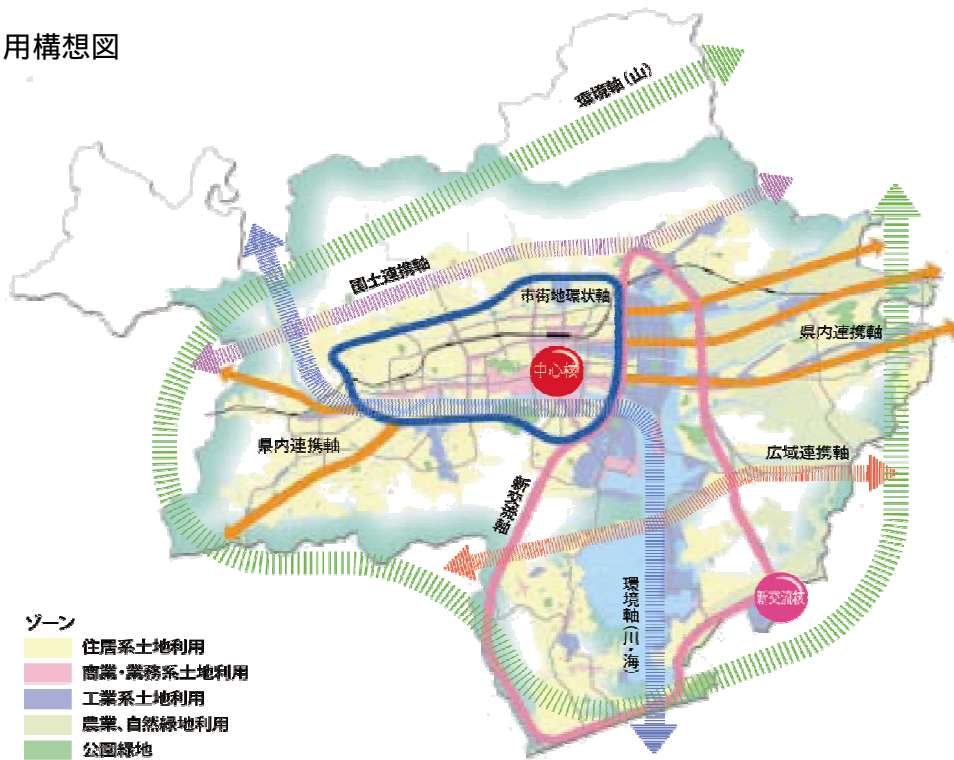
都市づくりの基本目標

- コンパクトなまちづくり
- 城下町の風情を感じるまちづくり
- にぎわいのあるまちづくり
- ユニバーサルデザインの快適に暮らせるまちづくり
- 災害に強い安全なまちづくり
- 環境と共生するうまいとやすらぎあるまちづくり

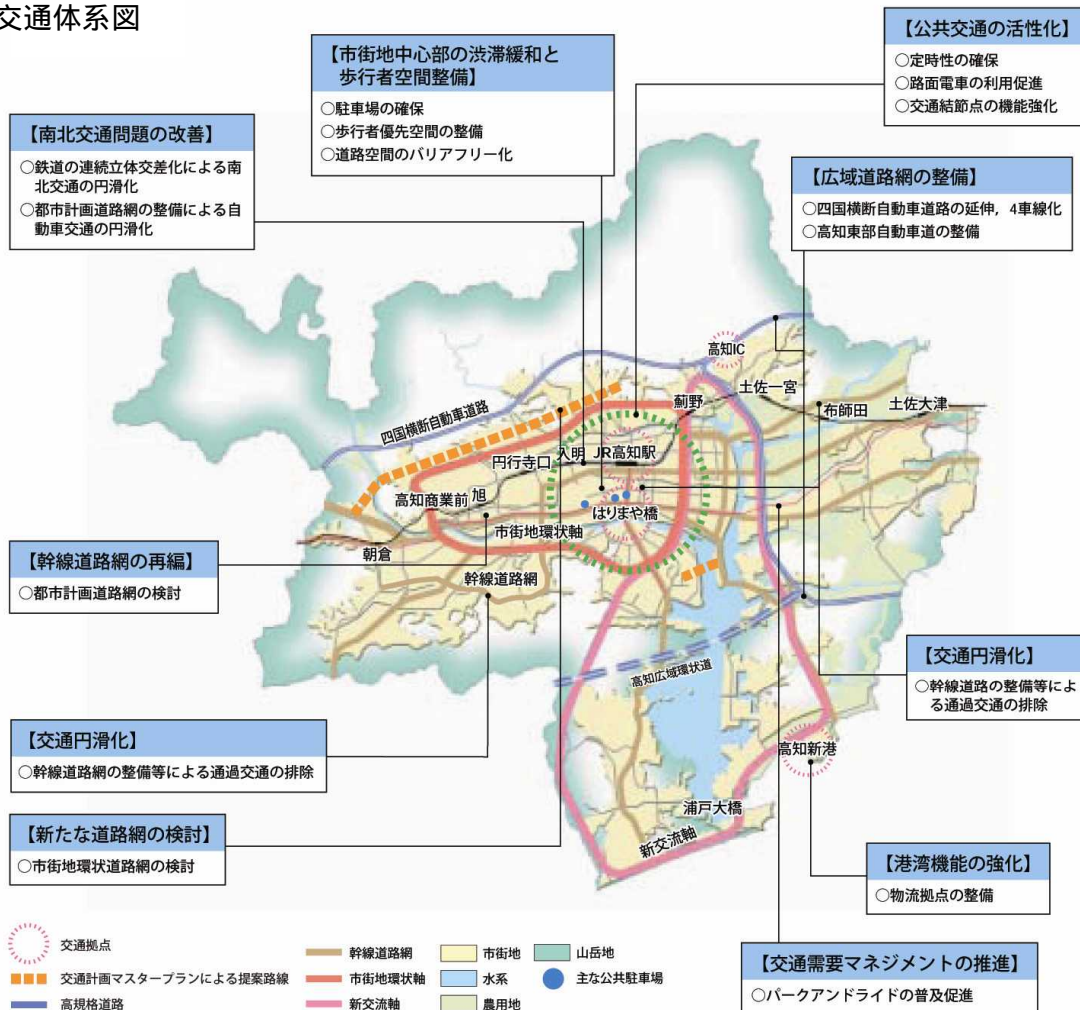
都市づくりの基本



土地利用構想図



交通体系図



3) 高知市地域公共交通総合連携計画

計画の目的

高知市地域公共交通総合連携計画は、平成 23 年 3 月に本市全域における公共交通を活性化し、地域住民の需要に即した効率的で、持続可能な公共交通体系を構築し、全市的な課題を解決する方策の確立を目的として、策定されました。

計画の対象区域

高知市地域公共交通総合連携計画の区域は、高知市全域を基本とします。

計画期間

高知市地域公共交通総合連携計画の計画期間は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）の 5 カ年とします。

基本的な方針

市民とともに、人にやさしく、環境にやさしい交通の創造

目標及び計画事業

目標	計画事業
目標 1 公共交通の交通機能分担による 総合的なネットワーク化	総合的な公共交通ネットワークの形成
	鉄道を活用した都市幹線の機能強化
目標 2 公共交通機関の連携を促進する 交通結節機能の強化	交通結節機能の強化
	都市内交通の形成
目標 3 公共交通空白地が点在する自然 地域における移動手段の確保	中山間地域（鏡・土佐山地域）の地域交通の導入
	田園地域（春野地域）の地域交通の導入
目標 4 すべての人が利用しやすい公共 交通利用環境の整備	公共交通のバリアフリー化の推進
	パークアンドライド・サイクルアンドライドの推進
目標 5 利用者ニーズに即した公共交通 サービスの提供	多様化するニーズに即した公共交通の確立と利用促進
	環境負荷の少ない公共交通への利用転換の推進
	分かりやすい公共交通情報の提供

4) 高知市交通バリアフリー基本構想

平成12年度に施行された「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称：交通バリアフリー法)に基づき、高齢者・身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、移動の利便性及び安全性の向上を図るために、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想が策定されました。

平成15年度に策定された高知市交通バリアフリー基本構想に基づいて、2010年までに重点的に整備を行っていく道路について事業計画を作成されており、この事業計画に基づき各事業者がバリアフリー化に向けた事業を順次実施しています。

構想の位置付け

基本構想は、交通バリアフリー法及び基本方針に基づくとともに、「高知市総合計画」、また、福祉関係の関連計画との整合を図ったものとします。

目標年次

特定経路・ネットワーク経路の整備目標は、2010(平成22)年までとします。また、2010年以降の長期的スケジュールの整備も進めます。

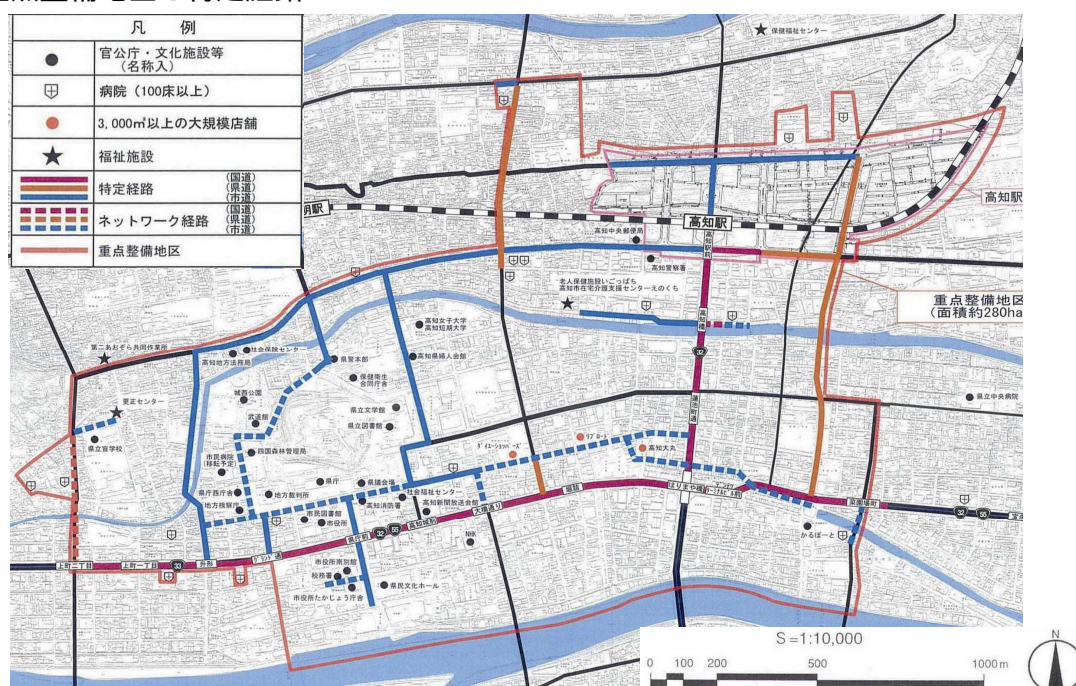
基本方針

誰もが安全かつ快適に暮らせるユニバーサルデザインのまちづくり

基本的な視点

- すべての人にやさしい移動環境を創ります
- 利用者意見を反映させた交通バリアフリー化を進めます
- 市民一人ひとりがバリアフリーを理解し、自主的に“こころのバリアフリー”を推進します
- 継続的にバリアフリー化に取り組み、改善を図ります

重点整備地区と特定経路



5) 高知市地球温暖化対策地域推進実行計画

計画の方針

高知市地球温暖化対策地域推進実行計画は、「持続可能な循環型社会」の形成に向け、「環境維新・高知市」を旗印として、高知市と、市民、NPO、産業界などとの協働により、市域における「温室効果ガス削減」をはじめとする地球環境保全に向けての取組を進めるもので、平成21年度に計画が策定され、平成23年度に一部改訂されました。

計画の対象

市域の温室効果ガス削減に向けた取り組みについて、市民や市内の事業者並びに高知市に係るすべての人々及び法人、その他の団体が行う活動が対象となります。

計画期間

平成21年度から京都議定書の目標達成期間の最終年度である平成24年度を短期目標とし、最終的には化石燃料脱却をイメージした2100年を視野に入れつつ、2050年を長期目標とします。

取り組み内容

市域の自然条件に適した化石燃料以外のエネルギー利用の促進
市民または市内の事業者が温室効果ガスの排出削減等に関して行う活動の促進
公共交通機関の利用者の利便の増進、市街地における緑地の保全及び緑化の推進、
その他温室効果ガスの排出削減等に資する地域環境の整備及び改善
廃棄物等の発生の抑制、その他循環型社会の形成に関する事項

温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの削減目標（短期目標）

高知市域で排出される温室効果ガスの総排出量を平成16年を現状として、平成20年から平成24年末までの間に10.65%削減（1990年比-6%）していくことに取り組みます。

2050年には、温室効果ガス排出の半減を目指します。

具体的な取り組み構想

高知市の温室効果ガス削減のための5つの構想

土佐ECO人づくり
よさこいECOライフ
ECOエネルギーの地産地消
コンパクトECOシティ
ECO地場産品づくり

7. 高知県・広域圏の関連計画

1) 高知広域都市計画区域マスタープラン

高知広域都市計画区域は、高知市、南国市、土佐山田町、伊野町の一部および春野町全域の旧2市3町より構成された区域を対象とし、おおむね20年後の都市の姿を見通し、広域的な観点から、まちづくりの基本理念や、区域区分、道路や公園、下水道などの都市施設の整備方針を示す計画です。

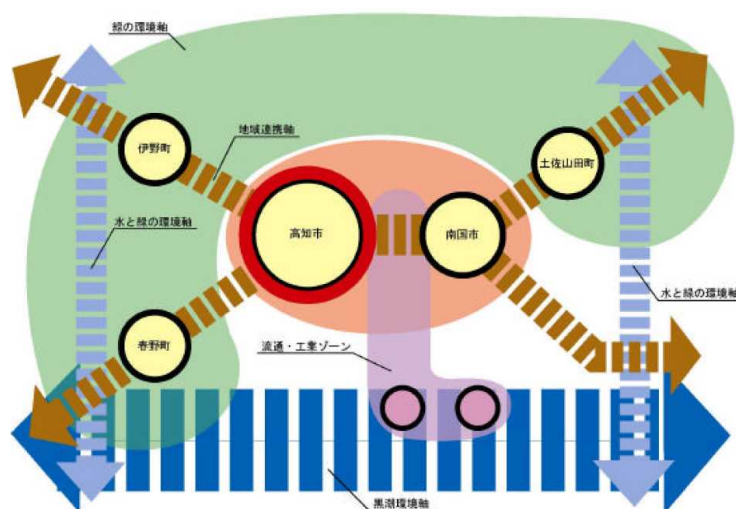
計画期間は、平成32年度を目標年次としています。

計画内容は、圏域の将来像や基本理念など方向性と、交通体系の整備の方針を示します。

基本理念

- 基本理念1 まちと緑が身近に出会う、美しいまちづくり
- 基本理念2 安全を確保し、生活が息づくまちづくり
- 基本理念3 成熟社会を支える、住民参加のまちづくり

都市のイメージ



交通体系の整備方針

- ・県の中核地域との位置付けにより、他の地域とも連携した広域交通ネットワークの形成を図ります。
- ・都市内交通については、積極的に公共交通への役割分担を高め、渋滞緩和を目指します。
- ・生活道路については、車両の進入禁止区間の設置や学校周辺での大型車の乗り入れ制限などもおこないながら、歩行者の安全を確保した快適なコミュニティ道路の整備を進めます。
- ・これらをもとに、時差出勤や道路情報の提供など TDM（交通需要マネジメント）を実施していきます。

2) 高知都市圏の交通計画マスタープラン

高知都市圏の交通計画マスタープランは、パーソントリップ調査や道路交通センサス一般交通量調査等の結果から交通現況の分析と将来交通需要の予測を行い、都市交通の課題やめざすべき将来の高知都市圏の構造を考慮した道路等の交通施設の整備等に関する総合的な方針を示した計画です。

計画は、平成 22 年 10 月に公表されており、概ね 20 年後を目標年次としています。

めざすべき将来都市構造

～ 拠点集約型都市圏構造 ～

都市構造の方針

拠点に人口・機能を集約

・高知市中心部を主核、南国市中心部をサブ核とし、その周辺に各市町村中心部を拠点として配置し、人口・機能を集約します。

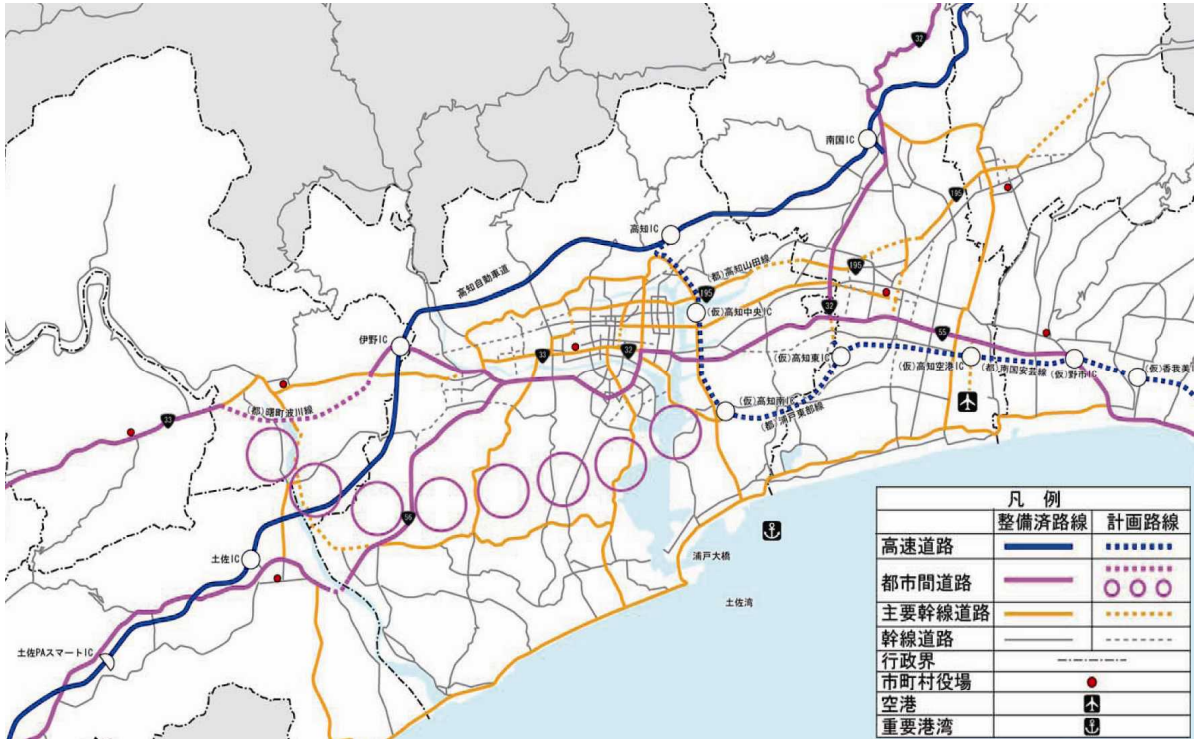
交通軸による連携

・核・サブ核及び拠点を交通軸により連絡し、一体的な都市圏を形成します。

高知都市圏の交通施設の整備方針

A .円滑で信頼性の高い道路ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・放射道路や環状道路で形成された道路ネットワークの形成により、交通の円滑化、都市活動の支援を図ります。 ・高速・広域交通体系へのアクセス機能の強化により、広域交流、産業活動の支援を図ります。 ・道路の耐震性を強化することにより、災害時等の救援及び復旧活動を安全かつ確実に確保する道路ネットワークの形成を図ります。
B .高知市中心部における魅力ある交通空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・高知都市圏の中心核として魅力ある中心市街地を構築するため、歩行者・自転車空間の整備や利便性の高いコミュニティサイクルシステム等の導入を行い、歩行者・自転車利用者のための魅力ある交通空間の形成を図ります。 ・歩行者・自転車空間を形成するため、高知市中心部における自動車の通過交通を抑制する市街地内環状線の整備を図ります。
C .環境負荷の低減に向けたマイカー等の利用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を主体とした交通体系からのシフトによる環境負荷の低減に向け、交通行動の改変を促進します。
D .公共交通体系の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能で利便性の高い公共交通体系の実現に向けた検討を行います。

A．円滑で信頼性の高い道路ネットワークの形成



B．高知市中心部における魅力ある交通空間の形成



交通施設整備の効果

道路混雑が緩和

都市間道路、主要幹線道路、幹線道路の整備による放射・環状道路ネットワークの形成により、交通容量の増大及び市街地へ集中・通過する交通の分散が図られることから、現在発生している道路混雑が改善するものと期待されます。

拠点間所要時間が短縮

高速道路、都市間道路、主要幹線道路の整備により、走行性の向上が図られることから、都市圏内の拠点（市町村）間の所要時間が短縮します。

高知市中心部から各市町村の拠点への所要時間についても短縮されることから、都市圏の一体性が向上するものと期待されます。

CO₂排出量が減少

公共交通・自転車等の利用促進により自動車交通の削減が図られるとともに、自動車交通の円滑化により走行性が向上することから、CO₂の排出量が減少します。

都市圏人口の減少等を背景とした交通量の減少により、現況（平成19年）から平成42年にかけて、CO₂の排出量が約15%減少するものと想定されますが、道路整備を行うことにより、さらに約5%減少するものと期待されます。

防災ネットワークの形成

道路ネットワークの形成に伴って複数のルートを構成することにより、救援・復旧活動ルートの機能強化が図られ、災害時の迅速な復旧活動が期待されます。